平成２７年１０月１３日

京都市長　門川　大作　様

京都市南区東九条西山王町１１番地
ＮＰＯ法人田中セツ子京都結婚塾
理事長　田中　セツ子

特定非営利活動促進法に基づく改善命令に対する改善計画について

平成 27 年 10 月 5 日付京都市達文地第 2 号で通知を受けました改善命令に関して、下記のとおり改善計画をとりまとめましたので、御報告いたします。

記

1　経理事務の執行体制の整備及び会計書類等の適正な記録・表示について（ＮＰＯ法第 27 条）

（１）理事や監事の責任を明確にすることについて

当法人の役職が不明確で権限と責任が曖昧であったことが今回の不適正な会計処理の一因であったことから、今後は役職と役割分担を明確に定め、責任体制を明らかにしてまいります。また、監事については、「監査マニュアル」を定め、その職責を明らかにしてまいります。

（２）意思決定や経理に係る規程の整備について

今回の不適切な会計処理は、意思決定や経理に関する規程がなく特定の担当者に任せきりにしていたことがその一因であったことから、今後は「経理規程」「出納管理規程」「固定資産管理規程」など、会計処理に関する基準を定めてまいります。

（３）相互牽制が出来る執行体制の整備について

経理事務を担当者に任せきりにして決裁者である理事長や他の者のチェックが働かなかったために、不適切な経理処理が行われてきたことを踏まえ、今後は、意思決定や経理支出に係る手続きに、相互のチェックが働く仕組みを整えてまいります。

（４）会計書類に関して、不適切な状況を改善し、真実な内容を明瞭に記録することについて

会計処理に関する基準を定め、相互にチェックする事前の手続きとともに、納品や事業終了後のチェックなど、事後に確認する手続きにより、真実な内容を明瞭に記録することに努めるほか、必要に応じて税理士の指導を得る体制を整えてまいります。

なお、過年度分については、速やかに適正な状態に改善します。

（５）決算書類に関して、真実な内容を明瞭に表示することについて

会計処理に関する基準に則り、真実な内容を明瞭に表示することに努めるほか、必要に応じて税理士の指導を得る体制を整えてまいります。

なお、過年度分については、速やかに適正な状態に改善し、所轄庁に提出いたします。

２　監事による監査体制の強化について（ＮＰＯ法第 18 条）

（１）監事が、ＮＰＯ法第 18 条に定める職務を遵守することについて

監事による監査については、総会の開催直前に形式的に決算書類を確認するのみであったことから、今後は、「監査マニュアル」と「業務監査や会計監査のチェックリスト」を制定し、これに基づいて組織の運営や事業の執行状況のほか、会計書類や通帳等との照合など実質的な財産状況の確認を行う体制を整えてまいります。

３　今後の体制の整備について

今後は、当法人の活動について自己点検を行い、理事会に報告して体制の充実強化に努めるほか、第三者委員会を設け、その意見も踏まえ、体制の整備を図ってまいります。